

一般社団法人 日本保健福祉ネイリスト協会 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会(以下「当協会」)と、一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会員(以下「会員」)との関係に適用し、運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものです。

第1条 (目的)

本規約は、会員が遵守すべき事項について定め、会員運営を適切にすることで会員が協会理念を達成することを目的とする。

第2条(会員)

本規約における会員とは、次の要件をすべて満たした者をいう。なお、会員は個人もしくは個人事業主のみとする。

- 1)受講規約第8条2項に該当し、かつ、該当した日の属する年の翌年1月1日以降に本規約第5条1項記載の年会費を納入した者
- 2)当協会の目的に賛同し、かつ、当協会の活動を支援する者

第3条 (会員規約の適用)

本規約は、すべての会員に適用するものとし、会員は受講規約第8条2項に該当した時点で本規約を遵守することを承認しなければならない。

第4条(会員の義務)

- 1、会員は当協会が定める年会費を定められた期日までに、当協会が定めた方法により納入しなければならない。
- 2、賠償責任保険へ加入していること。但し、賠償責任保険の補償内容に関しては、協会の施術メニュー内容が補償されるもの、また、ご自身の身を守る保険内容のものにご加入ください。
- 3、会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更があったときは遅滞なくその旨を当協会事務局にメールにて連絡しなければならない。
- 4、前項の規定に係わらず、会員が当該通知を怠った場合、そのことに起因する会員の不利益に関しては、当協会は一切その責を負わない。
- 5、当協会を退会・休会しようとするときは、事務局へ連絡し、当協会が定める退会・休会届を提出する。

第5条(会員資格の更新)

- 1、会員は、毎年1月1日以降に更新手続きを行わなければならない。なお、更新手続きの際は、当協会の定める年会費を、定められた期日までに当協会が定めた方法により納入しなければならない。
- 2、前項の納入後、会員が会員資格を喪失した場合(第11条に記載)その理由の如何を問わず、当協会は会員もしくは会員の相続人(会員が死亡もしくは失踪宣告を受けた場合)に対して、それまでに受け取った金員は一切返還しない。

第6条(休会)

- 1、休会を希望するときは当協会所定の休会届を提出すること。
- 2、休会は休会届提出後1年間を限度とする。いかなる場合も、期間の延長はいたしません。
- 3、年会費を支払った年の途中で休会した場合、翌年復帰した際にはその年の年会費は免除とする。
- 4、休会した会員が復帰を希望する場合は、会員復帰申請書を事務局へ提出し、休会期間の変更点等は協会HP、福祉ネイリスト限定Webサイトを確認すること。

第7条(権利譲渡)

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

第8条(禁止行為)

- 1、会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。なお、会員が本条項に反した行為を行った場合、当協会は、直ちに当該会員資格を停止させ、損害が発生した場合、被った損害の賠償を当該会員に請求することができる。
 - 1)自己又は第三者の利得に資する目的で当協会に対して行う虚偽の報告、不正行為、その他当協会の信用の失墜をきたすような背信行為
 - 2)当協会又はその関係者の財産、プライバシーを侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為、又は誹謗中傷し、名誉を傷つける行為
 - 3)会員や協会関係者に対するMLM(ネットワークビジネス)や保険、宗教その他当協会が提供するサービス以外の為にする勧誘行為。
 - 4)本規約又は法令に違反し、もしくは違反する恐れのある行為
- 2、会員が前項に該当した場合又は該当しなくとも当協会に損害を与えた場合、当協会は理事会の決議により会員を除名することができる。
- 3、前項により、会員が除名された場合、当該会員は当協会に対して一切の損害賠償請求はできない。

第10条(商号及び商標等の利用)

当協会の商号及び商標等を自己又は第三者の為に利用する場合は、事前に当協会の承認を得ることを要する。なお、資格喪失以後は一切利用不可とする。

第11条(個人会員資格の喪失)

個人会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- 1)当協会に所定の退会届を提出したとき。
- 2)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- 3)未納
- 4)除名

第12条(会員規約の変更)

本規約は、諸般の事情により予告なく変更することがある。変更の際は、公表した時点で、変更後の内容を有効とする。

第13条(免責)

当協会は、会員に対し、ある一定の利益や成果、有益な機会の提供等を保証するものではなく、又、会員が当協会において諸活動を行うにつき、自らの責任においてこの全ての活動を行い、当該活動に関連して会員その他第三者に損害・トラブルが生じた場合でも、当協会はその責を負わない。

第14条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

付則

本規約は令和7年1月1日より実施するものとします。

一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会

代表理事 荒木 ゆかり